

## 6 春の全国交通安全運動

### 1 運動の目的

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進し、交通事故防止の徹底を図る。

### 2 運動の期間等

- (1) 運動期間 4月6日から4月15日までの10日間
- (2) 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日

### 3 運動の重点等

(全国重点)

- (1) 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- (2) 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

(地域重点)

こどもの交通事故防止  
～歩行者ファースト意識の浸透～

### 4 主な推進事項

推進項目	推進事項
通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保	<ul style="list-style-type: none"><li>○ こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の整備<ul style="list-style-type: none"><li>・ 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等を推進する。</li><li>・ 「生活道路は人が優先」という意識を浸透させるための広報啓発と、「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路対策を推進する。</li><li>・ 令和8年9月1日からの生活道路の法定速度が30キロメートル毎時となることの啓発を推進する。</li><li>・ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策を推進する。</li><li>・ 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発を推進する。</li></ul></li><li>○ 歩行者の交通ルールの理解・遵守の徹底<ul style="list-style-type: none"><li>・ 歩行者に対し、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を</li></ul></li></ul>

	<p>始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）を踏まえた交通安全教育等を推進する。</li> <li>・ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等からの幼児・児童への教育を推進する。</li> <li>・ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等を推進する。</li> <li>・ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促進する。</li> </ul>
<p>「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運転者の歩行者優先意識等の徹底 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識向上させるための交通安全教育や広報啓発を推進する。</li> <li>・ 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組を推進する。</li> <li>・ 夜間の先行車や対向車がない場合等におけるハイビームの活用を促す取組を推進する。</li> </ul> </li> <li>○ ながら運転の根絶 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車を含めた車両を運転中のスマートフォン等の通話や画像注視の危険性に関する広報啓発に努める。</li> <li>・ 業務中の「ながらスマホ」による交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を推進する。</li> </ul> </li> <li>○ 飲酒運転等の根絶 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「飲酒運転等を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶への取組を推進する。</li> <li>・ 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる。</li> </ul> </li> <li>○ 妨害運転等の防止 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妨害運転等の悪質性・危険性な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性に関する広報啓発を推進する。</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発を推進する。</li> </ul> <p>○ 高齢運転者の交通事故防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた参加・体験・実践型交通安全教育及び広報啓発を推進する。</li> <li>・ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発と、サポートカー限定免許制度に関する広報啓発を推進する。</li> <li>・ 身体機能の変化等により安全運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知と各種支援施策の周知を推進する。</li> </ul> <p>○ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシート</p> <p>シートの正しい使用の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促進する。</li> <li>・ シートベルトの着用位置の調整、チャイルドシートの確実な取付方法や正しい着座方法等及び使用方法の周知を徹底する。</li> <li>・ 6歳以上のこどもであっても、体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない場合は、チャイルドシートを使用することについて周知する。</li> <li>・ 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発を強化する。</li> </ul>
<p>自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルール</p> <p>の理解・遵守の徹底</p>	<p>○ 自転車利用時の交通ルールの理解・遵守と新たなルールの周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和8年4月1日から、16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度が導入されることを踏まえた、車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」に則った自転車の基本的な通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守を徹底する。</li> <li>・ 全ての自転車利用者に乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減に関する理解の促進と努力義務を踏まえた着用に係る広報啓発を徹底し、着用促進を図る。</li> <li>・ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認や歩道通行時の歩行者優先のほか、二人乗り、並進、飲酒運転、夜間の無灯火走行の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守を徹底する。</li> <li>・ 改正道交法により施行された自転車に対する新たなルール（「ながらスマホ」の禁止、酒気帯び運転に対する雑則の創設）に関する広報啓発を推進する。</li> <li>・ 警察庁が作成した「自転車ルールブック」を活用した自転車の交通ルールの分かりやすい周知や、「自転車の交通安全教育の充実</li> </ul>

	<p>化に向けた官民連携協議会」が作成した「自転車の交通安全教育ガイドライン」を踏まえた、民間事業者や団体、自治体、家庭、学校等の様々な教育主体による、心身の発達状況等に応じた交通安全教育を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や、雇用主に対する交通安全対策の働き掛け等を推進する。</li> </ul> <p>○ 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発を推進する。</li> <li>・ 夕暮れ時の早めのライト点灯の徹底と自転車の被視認性の向上をさせるための反射用品等の取付けを促進する。</li> <li>・ 幼児同乗中の自転車の特性（重心が高く不安定であるなど）を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促進する。</li> <li>・ 自転車利用者の安全を確保するための定期的な点検整備を促進する。</li> <li>・ 「秋田県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、全ての自転車利用者には義務づけられている自転車損害賠償責任保険等への加入の徹底を図る。</li> </ul> <p>○ 特定小型原動機付自転車利用時の交通ルール理解・遵守の徹底と乗車用ヘルメット着用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定小型原動機付自転車の運転者による飲酒運転、信号無視等の悪質・危険な違反のほか、歩道走行等の通行区分違反、横断歩行者等妨害等の歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反等を防止するための効果的かつ適切な交通安全教育を推進する。</li> <li>・ シェアリング事業者、販売事業者等と連携し、被害軽減のための乗車用ヘルメットの着用促進と交通ルールの理解・遵守の徹底を促す取組を推進する。</li> </ul>
<p>こどもの交通事故防止～歩行者ファースト意識の浸透～</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運転者に対する横断歩道通過時の安全確認と歩行者優先を徹底するために歩行者ファースト意識の浸透を図る。</li> <li>○ 歩行者に対する安全な横断方法と確実な安全確認（横断する意思表示の方法）の指導啓発を推進する。</li> </ul>
<p>広報・啓発活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報紙、機関紙、新聞、テレビ、ラジオ、広報車等各種広報媒体を活用した交通事故防止広報を実施する。</li> <li>○ 各種会議、会合等において、職員に運動の趣旨を周知し、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を徹底する。</li> </ul>